

南九州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月1日

南九州市長 塗木弘幸

南九州市条例第19号

南九州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

南九州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成25年南九州市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第151条第4項中「第152条」を「次条」に改め、同条第12項中「。以下「指定介護予防サービス等基準」という。」を削り、同条第13項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。